

特別管理産業廃棄物処理計画書		令和7年10月20日
奈良県知事 殿		
奈良県環境 衛生センター 7.10.22 収受		提出者 住 所 奈良県桜井市大字阿部323番地 氏 名 社会福祉法人 ^{恩賜} 済生会中和病院 院長 中島 祥介 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (公印省略) 電話番号 0744-43-5001 (代)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	社会福祉法人 ^{恩賜} 済生会中和病院	
事業場の所在地	〒633-0054 奈良県桜井市大字阿部323番地	
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	医療業	
② 事業の規模	324床（許可病床数）	
③ 従業員数	722名（常勤、非常勤） 令和7年3月31日 現在	
特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 → 収集運搬 → 中間処理（焼却） → 最終処分（埋立） ※収集運搬から最終処分まですべて委託	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

病院長

(廃棄物処理統括責任者)



事務部総務課

(産業廃棄物管理担当者)



現場管理責任者

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

(医師)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類

1 感染性廃棄物

2 油水

排 出 量

195.0 t

0.096 t

(これまでに実施した取組)

・ 廃棄物容器（20Lプラスチック製、40Lダンボール）に針等を安全範囲内で少しでも多く入れることにより、個数（容器）の削減に努める。

※上記の排出量は、電子マニフェストで対応中です。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類

1 感染性廃棄物

2 油水

排 出 量

200.0 t

0.2 t

(今後実施する予定の取組)

※上記の活動を継続する。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

・ 別紙のとおり、感染性廃棄物は容器に入れ他の廃棄物と区別して保管している。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

・ 上記の活動を継続する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	油水
	全 処 理 委 託 量	195.0 t	0.096 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	195.0 t	0.096 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 処理委託（収集費、運搬費、処分費、容器代）の価格の交渉 ・ 当院職員が、運搬業者にて処理場の視察を行っています。		

(第5面)

②計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	1 感染性廃棄物	2 油水					
	全 処 理 委 託 量	200.0 t	0.2 t					
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t					
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t					
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t					
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t					
(今後実施する予定の取組)								
職員及び当該業務委託先の従業員に対して、作業の安全管理に注意を払うことは勿論、感染防止対策及び労働安全衛生の管理に徹底して努める。又、毎年同様、病院内における感染事故防止を目標に努める。								
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】							
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	195.0 t						
	(今後実施する予定の取組等)							
・現在、電子マニフェスト継続中 ・現在、電子マニフェストに対応した処理業者に処理を委託中								
※事務処理欄								